

b モバイル利用規定

第一章 総 則

第 1 条（利用規定の適用）

1. 本利用規定は、日本通信株式会社（以下、「当社」といいます）が提供する「b モバイル商品」（以下、「本商品」といいます）の利用条件について定めるものです。本商品のご利用にあたっては、本利用規定をよくお読みのうえ、ご理解いただいたうえでお使いください。本商品の利用開始をもって、本利用規定に同意したものとみなします。
2. 利用者（契約者のほか、契約者以外に利用者が存在する場合の当該利用者を含むものとし、以下、同様とします）が本商品を利用するにあたっては、本利用規定が適用されます（ただし、契約者のみに適用される条項についてはこの限りではありません）。なお、本利用規定において、契約者には、本商品の利用契約を締結した法人その他の団体（以下、「法人等」といいます）を含むものとし、利用者には、本商品を利用する当該法人等の役員、従業員等を含むものとします。
3. 当社は、本利用規定を当社が運営する Web サイト（以下、「当社 Web サイト」といいます）に掲載する方法により、利用者に周知します。
4. 当社は本利用規定を変更することがあります。この場合、本商品の利用条件は変更後の利用規定によります。
5. 当社が本利用規定を変更する場合は、当社 Web サイトにおいて、利用規定を変更する旨、変更後の利用規定の内容および変更の効力発生日を周知します。
6. 本商品の利用終了後、更新サービスを利用する場合においても、当該更新サービスに別段の定めが付属していない限り、引き続き本利用規定が適用されます。

第 2 条（本商品の種類）

1. 本商品には、次の種類があります。

種 類	内 容
bモバイル（4G商品）	第 4 世代携帯電話ネットワークによるデータ通信サービス、インターネット接続、音声通話サービス、SMS、SIM カード、接続ソフトウェア、当社端末機器をパッケージ化した商品（パッケージの内容は商品によって異なり、下記のとおり区分されます。なお、（ ）内は、各区分の代表的な現行商品です。また、一部、法人等には提供していない商品があります） (1) 時間制の商品（利用開始日から起算した一定の期間において、一定の時間のデータ通信サービスを利用できる商品）

	(2) 通信量制の商品（利用開始日から起算した一定の期間において、一定のデータ量の通信を利用できる商品） （b-mobile VISITOR SIM 5GB/10Days, b-mobile VISITOR SIM 7GB/21Days） (3) 期間制の商品（利用開始日から起算した一定の期間において、時間の制限なくデータ通信サービスを利用できる商品） （b-mobile 10GB プリペイドSIM, b-mobile Biz 30GB プリペイドSIM, b-mobile VISITOR eSIM for Japan） (4) 月額課金制の商品 ① データ通信サービスと音声サービスを利用できる商品（b-mobile S 990 ジャストフィットSIM X） ② データ通信サービスとSMSを利用できる商品 （b-mobile S 190PadSIM SMS 付） ③ データ通信サービスのみ利用できる商品 （b-mobile S 190PadSIM X） ④ 音声サービスのみ利用できる商品 (5) 月額課金制と通信量制を組み合わせた商品 ・ 音声サービス（月額課金制）とデータ通信サービス（通信量制）を利用できる商品 (6) BT0 型の商品 ・ 当初の利用期間終了後、上記のうち当社が指定する商品へのプラン変更ができる商品
--	---

2. 本利用規定は、前項に掲げる本商品の内容に応じて適用されます（ご利用の商品の内容によっては、適用されない規定があります）。

第3条（用語の定義）

本利用規定において使用する用語の意味は、次のとおりとします。

用 語	用 語 の 意 味
携帯電話事業者	日本国内で自ら無線局を開設または運用し、当該無線局を用いて電気通信役務としての移動通信サービスを提供する電気通信事業者（株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社および楽天モバイル株式会社）
協定携帯電話事業者	当社とデータ通信サービスまたは音声サービスの提供にかかる相互接続協定その他の契約を締結している携帯電話事業者

第三者課金発信機能提供事業者	当社と第三者課金発信機能の提供にかかる契約を締結している電気通信事業者
データ通信サービス	協定携帯電話事業者の通信網を用いて当社が提供する無線データ通信サービス
音声通話サービス	協定携帯電話事業者の電気通信回線設備を用いて、音声通信を行うサービス
SMS（ショートメッセージサービス）	協定携帯電話事業者の電気通信回線設備を用いて、テキストメッセージの送受信を行うサービス
音声サービス	音声通話サービスおよび SMS の総称
第三者課金発信	音声通話サービスにおいて、発信先電話番号の先頭に当社が指定するプレフィックス番号を付加すること、または、当社が別途指定する専用アプリケーションを利用して発信先電話番号の先頭に当社が指定するプレフィックス番号を付加することにより、音声通信を発信する方法
音声オプションサービス	音声サービスに関するオプションサービス
料金月	契約日（ただし、商品によっては当社が他の日を指定することがあります）を起算日とし、1 の暦月における起算日（該当日がない場合は当該暦月の末日とします。以下、同様とします）から次の暦月における起算日の前日までの期間
ユニバーサルサービス料	電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
電話リレーサービス料	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和 2 年法律第 53 号）に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和 2 年総務省令第 110 号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
端末機器	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成 16 年総務省令第 15 号）で定める種類の端末設備の機器
当社端末機器	本商品（SIM 商品を除きます）に含まれている端末機器
自営端末機器	利用者が SIM 商品を利用するため自ら用意する端末機器
SIM 商品	利用者が自ら端末機器を用意する商品

SIM カード	契約者識別番号その他の情報（以下、「契約者識別番号等」といいます）を記録することができる IC カードであって、本商品の提供にあたり当社が契約者に貸与するもの
eSIM	契約者識別番号等を記録することができる端末機器内部の領域であって、本商品の提供にあたり、当社が定める手続きにより通信を利用して当社が契約者に付与する契約者識別番号等を登録するもの
協定事業者	当社と相互接続協定その他の契約を締結している電気通信事業者（協定携帯電話事業者および第三者課金発信機能提供事業者を含みます）
国際電気通信事業者等	協定携帯電話事業者との間で相互接続協定を締結して国際電話サービス等を提供する電気通信事業者
消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額、ならびに、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額

第 4 条（商品内容の変更）

1. 当社は、本商品の内容または名称を予告なく変更することがあります。
2. 前項の変更がある場合には、当社 Web サイトにおいて告知します。

第 5 条（当社からの告知）

1. 当社が必要と判断した場合、当社は、本商品のご利用に関して必要となる事項を、当社 Web サイトにおいて随時告知します。
2. 当社が必要と判断した場合、当社は、本商品のご利用に関して必要となる事項を、ユーザー登録をしている利用者、および第 6 条（利用の開始）または第 9 条（申込み）に基づき契約者情報を登録した利用者に対し、そのユーザー登録情報または契約者情報において登録された連絡先宛てに個別に通知することがあります。

第二章 利用の開始および終了

第 1 節 時間制の商品、通信量制の商品および期間制の商品

第 6 条（利用の開始）

1. 利用者は、本商品のうち、時間制の商品、通信量制の商品および期間制の商品（以下、総称して「時間/通信量/期間制商品」といいます）の利用を開始するにあたり、当社が定める利用開始手続きを行うものとし、ただし、当社は商品の仕様として別の

取扱いを定めることがあります。

2. 利用者は、自らが 18 歳未満である場合または時間/通信量/期間制商品を 18 歳未満の方に使用させようとする場合は、前項の利用開始手続きにあたり、その旨を申し出るものとします。
3. 本条第 1 項の利用開始手続き後、利用者が時間/通信量/期間制商品を利用して初めてインターネットに接続した日をもって、時間/通信量/期間制商品の利用開始日とします。ただし、当社は商品の仕様として別の取扱いを定めることがあります。
4. 当社が指定する商品については、利用者は、購入後、当社所定の期間内に前項に定める利用を開始するものとします。利用者が所定の期間内に利用を開始しない場合は、当該商品を利用することができません。
5. 時間制の商品および通信量制商品のうち、当社が指定する商品においては、利用開始日から当社が定める一定の期間内に当社所定の利用継続手続きが行われない場合は、当社は当該商品の利用を停止し、またはその利用契約を解除するものとします。

第 7 条（利用期間）

利用者は、以下に定める期間等について、時間/通信量/期間制商品を利用することができません。

(1) 時間制の商品

利用開始日から起算した一定の利用期間（以下、「最大利用期間」といいます）における一定の時間（以下、「利用可能時間」といいます）

(2) 通信量制の商品

最大利用期間における一定の通信量（以下、「利用可能通信量」といいます）

(3) 期間制の商品

利用開始日から起算した一定の期間

第 8 条（利用期間の終了）

1. 時間/通信量/期間制商品は、以下の時点で利用期間が終了します。

(1) 時間制の商品

利用可能時間を消費した時点。

ただし、最大利用期間が経過した場合は、利用可能時間が残存していても利用期間は終了するものとします。

(2) 通信量制の商品

利用可能通信量を消費した時点。

ただし、最大利用期間が経過した場合は、利用可能通信量が残存していても利用期間は終了するものとします。

(3) 期間制の商品

利用開始日から起算した一定の期間が経過した時点

2. 前項により時間/通信量/期間制商品の利用期間が終了した場合、利用者は、当社が別途定める方法により本商品の利用を継続することができます（ただし、一部、商品の

仕様により継続ができない商品があります)。なお、利用の継続は利用期間の終了から一定期間内に限るものとします。詳細は当社 Web サイトにおいて定めるものとします。

3. 前項にかかわらず、当社は、当社が定める期限をもって時間/通信量/期間制商品の利用期間終了後の継続利用を終了することができます。この場合、当社は、当社 Web サイトにおいてあらかじめ告知するものとします。

第 2 節 月額課金制の商品

第 9 条 (申込み)

1. 本商品のうち、月額課金制の商品（以下、「月額課金商品」といいます）の利用を希望する方（以下、本節において「申込者」といいます）は、本利用規定に同意したうえで、当社所定の方法により申込みを行うものとします。なお、月額課金商品のうち、音声サービスを利用できる商品の申込者は、my FinTech 株式会社が提供する「本人確認サービス」を利用して、所定の方法により申込みを行うものとします。「本人確認サービス」のご利用にあたっては、別途、my FinTech 株式会社が定める「本人確認サービス利用規約」(<https://www.mykycservice.com/terms>)（以下、「本人確認サービス利用規約」といいます）への同意が必要です。
2. 月額課金商品のうち、当社が指定する商品には、申込期限を設けています（期限後は、当該商品の申込みを行うことはできません）。
3. 申込者は、本条第 1 項の申込みにあたり、当社所定の契約者情報（支払にかかるクレジットカードまたはデビットカード（以下、総称して「クレジットカード等」といいます）の情報を含みます）および/または携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成 17 年法律第 31 号）（以下、「携帯電話不正利用防止法」といいます）に定める本人確認に必要な情報等（本人確認書類またはその写し、電子証明書、電磁的記録等を含むものとし、以下、「本人確認情報等」といいます）を提供するものとします。なお、当社が、申込者から提供された本人確認情報等の内容を確認する必要があると判断した場合、当社は、当該本人確認情報等を警察機関その他の行政機関に提供することがあります。
4. 申込者は、月額課金商品を 18 歳未満の方に使用させようとする場合は、本条第 1 項の申込みにあたり、その旨を申し出るものとします。
5. 当社は、次の場合には、月額課金商品の利用申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 申込みの内容に不備または事実と反する記載があるとき（申込内容に記入もれ、誤記または虚偽がある場合のほか、申込時に提供される本人確認情報等が虚偽または偽造である場合を含みます）。
 - (2) 申込者の過去の申込みが前号に該当していたとき。
 - (3) 申込者が料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
 - (4) 申込者が過去に合理的な理由なく本商品の受領を怠り、もしくは故意に受領を遅らせる等の事実があったとき、または現にこれらの事実があるとき。
 - (5) 配送事業者が、その約款に基づき、申込者への本商品の配送を拒絶したとき。

- (6) 申込者の当社との間の契約回線数が、当社が定める数を超えることとなるとき、または現に超えているとき。
 - (7) 申込者が過去に本利用規定もしくは本人確認サービス利用規約に違反していたことが判明したとき、または現に違反しているとき。
 - (8) その他、当社の業務の遂行上著しい支障があると判断するとき。
- 6. 月額課金商品の利用契約は、当社が利用契約の申込みを承諾し、当社所定の手続きを完了した日に成立するものとします。
 - 7. 月額課金商品のうち、当社が指定する商品においては、利用契約成立日から当社が定める一定の期間内に当社所定の利用継続手続きを行うものとします（利用継続手続きが行われない場合は、当社は当該商品の利用を停止し、またはその利用契約を解除するものとします）。
 - 8. 申込者は、音声サービスを利用できる商品を申込みする場合において、番号ポータビリティ（携帯電話番号を変更することなく、携帯電話サービスを受ける電気通信事業者を変更することをいいます。以下、同様とします）の適用を希望するときは、当社所定の方法によりその旨を申し出るものとします。

第 10 条（利用者による利用契約の変更）

- 1. 当社が指定する月額課金商品の利用者は、当該商品の利用契約を当社が指定する他の月額課金商品またはプランの利用契約に変更する（以下、「サービス変更」といいます）ことができます。この場合、当該利用者は、当社所定の方法によりサービス変更の申込みを行うものとします。
- 2. サービス変更の申込みが行われた場合、サービス変更前の商品またはプランの利用契約は、当該申込みが行われた日の属する暦月または料金月（各商品の仕様により異なり、以下、同様とします）の末日をもって終了し、当該末日の翌日をもって、サービス変更後の商品またはプランの利用契約が成立するものとします。
- 3. サービス変更後の商品が、当社が別途定める「日本通信 SIM 利用規定」に定める商品である場合、利用者は、当該サービス変更の申込みにあたり「日本通信 SIM 利用規定」に同意するものとし、当該サービス変更後の商品の利用にあたっては、「日本通信 SIM 利用規定」が適用されるものとします。
- 4. 利用者は、当社が別途定める場合は、サービス変更にあたり手数料の支払いを要するものとします。

第 11 条（初期契約解除）

- 1. 月額課金商品のうち、電気通信事業法第 26 条の 3 に定める初期契約解除制度の対象となる商品（以下、「初期契約解除対象商品」といいます）の利用者は、当該商品の契約書面（電気通信事業法第 26 条の 2 に基づき、利用契約（サービス変更によるものを含むものとし、以下、本条において同様とします）を締結したときに当社が利用者に交付する書面を指します）を受領した日から起算して 8 日が経過するまでの間、当社に書面または当社所定の方法で通知することにより、初期契約解除対象商品の利用契約

の解除またはサービス変更の取消し（以下、「初期契約解除」といいます）を行うことができます。

2. 初期契約解除対象商品のうち、音声サービスを利用できる商品の利用者（新規の携帯電話番号で当該商品の利用契約を締結した利用者、および、サービス変更により当該商品の利用契約を締結した利用者を除きます）は、前項に定める初期契約解除の通知にあたり、当社に番号ポータビリティを申込むことができます。なお、番号ポータビリティを実施するための予約番号の有効期間内に番号ポータビリティが完了しなかった場合は、初期契約解除の効力は失われるものとします。
3. 初期契約解除が行われた場合、初期契約解除対象商品の利用契約は、利用者が初期契約解除の通知を発した日に終了します。ただし、初期契約解除において番号ポータビリティの申込みをした場合は、初期契約解除対象商品の利用契約は、番号ポータビリティが完了した日（利用者が移転先の電気通信事業者と契約を締結した日）に終了します。
4. 前項の規定にかかわらず、サービス変更にかかる初期契約解除が行われた場合は、初期契約解除対象商品の利用契約は、当該サービス変更の適用日に遡って終了し、当該サービス変更前の商品の利用契約が継続します。
5. 初期契約解除が行われた場合、利用者は、初期契約解除までの期間において提供を受けた電気通信役務に対して利用者が支払うべき金額等として、第 19 条（初期契約解除に伴い利用者が支払う料金）に定める料金を負担するものとします。

第 12 条（利用者による解約）

1. 利用者は、月額課金商品の利用契約の解約を希望する場合、当社所定の方法により解約申込みを行うものとします。
2. 月額課金商品のうち、音声サービスを利用できる商品の利用者が、番号ポータビリティによる利用契約の解約を希望する場合、前項に定める解約申込みに代えて、当社所定の方法により番号ポータビリティの申込みを行うものとします。ただし、利用者が第 41 条（利用の停止）第 1 項の定めにより当該商品の利用を停止されている場合は、当社は、当該利用者による番号ポータビリティの申込みを制限することがあります。なお、番号ポータビリティを実施するための予約番号の有効期間内に番号ポータビリティが完了しなかった場合は、番号ポータビリティの申込みの効力は失われるものとします。
3. 本条第 1 項に定める解約申込みが行われた場合、利用契約は、解約申込み日の属する暦月または料金月の末日に終了します。ただし、当社が指定する商品の利用契約は、解約申込みが完了した日に終了します。なお、当社の解約手続きの都合上、終了日翌日の一定時間内において月額課金商品を利用できる場合があり、この日に利用があった場合は、利用契約の終了日は同日に変更となります。この場合、終了日の属する暦月または料金月の月額基本料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料その他月額料金（以下、総称して「月額基本料等」といいます）は発生しませんが、終了日当日の利用分は通話料または超過通話料（SMS 通信料を含みます。以下、あわせて「通

話料等」といいます) としてお支払いいただきます。

4. 利用契約の解約にあたり、本条第 2 項に定める番号ポータビリティの申込みが行われた場合、利用契約は、番号ポータビリティが完了した日（利用者が移転先の電気通信事業者と契約を締結した日）に終了します。この場合、終了日が暦月または料金月の途中でであっても、月額基本料等について日割計算は行いません。

第 3 節 月額課金制と通信量制を組み合わせた商品

第 13 条（規定の適用）

本節の商品においては、音声サービス（月額課金制）の利用の開始および終了は本章第 2 節の規定を適用し、データ通信サービス（通信量制）の利用の開始および終了は本章第 1 節の規定を適用します。ただし、利用の開始については、第 9 条（申込み）第 6 項に定める月額課金商品の利用契約の成立をもって第 6 条（利用の開始）に定める利用開始手続きが終了したものとします。また、データ通信サービス（通信量制）の利用の終了について、第 8 条（利用期間の終了）第 2 項なお書の適用はありません。

第 4 節 BT0 型の商品

第 14 条（規定の適用）

BT0 型の商品においては、当初の商品およびプラン変更後の商品の内容に応じて、本章の第 1 節から第 3 節の規定のうち、該当する商品の規定を適用します。

第 5 節 利用権の譲渡（名義変更）

第 15 条（利用権の譲渡（名義変更））

1. 時間/通信量/期間制商品の利用者は、当社所定の手続きにより利用権を譲渡することができます。ただし、当社が商品の仕様として別の取扱いを定める商品についてはこの限りではありません。
2. 月額課金商品および月額課金制と通信量制を組み合わせた商品の利用者は、利用権を譲渡することはできず、当社に名義変更を請求することはできません。

第三章 料 金

第 1 節 時間制の商品、通信量制の商品および期間制の商品

第 16 条（料金の一括払い）

1. 時間/通信量/期間制商品は、時間制の商品については最大利用期間中の利用可能時間、通信量制の商品については最大利用期間中の利用可能通信量、期間制の商品について

は一定の期間におけるご利用について、あらかじめ一括して料金をお支払いいただく商品です。当社は、商品の仕様として別に定める場合を除き、時間/通信量/期間制商品について、利用開始の前後を問わず、利用者の都合により時間/通信量/期間制商品を利用しない場合であっても、ご返金はいたしません。

2. 前項で定める料金が消費税の課税対象である場合は、料金表に基づき、当該料金に消費税相当額を加算した額をお支払いいただきます。

第 17 条（料金の払戻し）

1. 第 16 条（料金の一括払い）第 1 項の規定にかかわらず、当社は、第 69 条（利用開始手続き等の受付終了）の規定により時間/通信量/期間制商品の利用開始手続きの受付を終了する場合または第 70 条（商品の廃止）の規定により時間/通信量/期間制商品の全部または一部を廃止する場合は、法令の定めに基づき、利用者が支払った当該商品に係る料金の全部または一部の払戻しを行うことがあります。
2. 当社は、前項の規定により料金の払戻しを行う時は、払戻しの方法、申出期間その他の必要な事項を、当社 Web サイトに掲載する方法または法令に定められた方法により、利用者に告知します。
3. 利用者は、前項の規定により当社が告知する申出期間内に、当社が指定する方法により払戻しの申出を行うものとします。利用者は、当該申出期間内に払戻しの申出を行わない場合は、本条第 1 項の規定に基づく払戻しを受けることができないものとします。

第 2 節 月額課金制の商品

第 18 条（料金の支払義務）

1. 月額課金商品のうち、当社が指定する商品においては、予めパッケージを購入したうえで、利用契約をお申し込みいただきます。この場合、パッケージの代金は、申込みの前後または利用開始の前後を問わず、利用者の都合により月額課金商品を利用できない場合または利用しない場合であっても、返金はいりません。
2. 月額課金商品の利用者は、利用契約の開始日（当社所定の手続きを経て当該商品の利用が可能になった日をいいます）から利用契約の終了日が属する暦月または料金月の末日までの期間について、月額課金商品の利用料金を支払うものとします。
3. 月額課金商品の利用料金は、初期手数料、月額基本料等、月額利用料、通話料等、およびサービス変更その他の各種手続きにかかる手数料とします（商品により項目は異なります）。なお、音声オプションサービスを利用する場合には、音声オプションサービス料（有料サービスを利用する場合に限るものとします。以下、同様とします）を支払うものとします。料金額および課金日等は当社 Web サイトにおいて定めるとおりとします。
4. 当社は、月額課金商品の利用料金のうち通話料等に上限を設けることがあります。この場合、月額課金商品の利用者は、本条第 2 項および第 3 項にかかわらず、通話料等

が上限に達した時点で当該通話料等を支払うものとします。

5. 月額料金を暦月で課金する場合、月額課金商品の月額基本料は、利用開始日が属する暦月に限り日割計算します。音声オプションサービス料については、商品の仕様として別に定める場合を除き、利用開始月、利用終了月のいずれも日割計算します。なお、ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料については利用開始月、利用終了月のいずれも日割計算は行いません。
6. 月額料金を料金月で課金する場合、月額課金商品の月額基本料等については、利用開始月、利用終了月のいずれも日割計算は行いません。この場合であっても音声オプションサービス料については暦月で課金されるため、音声オプションサービスまたは商品の仕様として別に定める場合を除き、利用開始月、利用終了月のいずれも日割計算します。
7. 本条第2項にかかわらず、第12条（利用者による解約）第3項なお書に定める終了日の属する暦月または料金月の月額基本料等は発生しないものとします。ただし、通話料等についてはこの限りではありません。
8. 第16条（料金の一括払い）第2項の規定は、前七項で定める料金に準用します

第19条（初期契約解除に伴い利用者が支払う料金）

1. 第18条（料金の支払義務）の規定にかかわらず、第11条（初期契約解除）に定める初期契約解除が行われた場合に利用者が支払う料金は、以下の各号に定める料金の合計額とします。
 - (1) 月額基本料等、月額利用料、通話料等および音声オプションサービス料のうち、初期契約解除による利用契約の終了日までに当社が提供したサービスの対価に相当する金額
 - (2) 初期手数料またはサービス変更にかかる手数料
2. 当社は、初期契約解除が行われた場合に、利用者から前項に定める料金を超える金額を受領していた場合は、当社の定める時期および方法により、利用者に超過分を返還します。なお、返還に要する費用は当社が負担するものとします。

第20条（料金の支払方法等）

1. 月額課金商品の利用料金は、当社が別途定める場合を除き、クレジットカード等により支払うものとします。
2. 月額課金商品の利用料金の支払は、利用者が月額課金商品の申込みにおいて当社に届け出たクレジットカード等の発行会社（以下、「カード会社」といいます）の規約に基づくものとします。
3. 利用者が月額課金商品の利用料金をクレジットカードにより支払う場合、当社が指定する商品については、毎月の課金日その他必要な時点において、当社所定の基準によりクレジットカードの与信枠を設定することがあります。

第 21 条（割増金）

月額課金商品の利用者が料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。以下、同様とします）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表において消費税を加算しないこととされている料金にあってはその免れた額の 2 倍に相当する額）を割増金として支払うものとします。

第 22 条（延滞利息）

1. 月額課金商品の利用者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。以下、同様とします）について支払期日を経過してなお支払いがない場合には、当該料金その他の債務の他、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別途定める方法により支払うものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、初期契約解除をした利用者は、第 19 条（初期契約解除に伴い利用者が支払う料金）第 1 項に定める料金について支払期日を経過してなお支払いがない場合には、当該料金の他、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 3%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別途定める方法により支払うものとします。

第 23 条（過払金の取扱い）

当社は、利用者から第 18 条（料金の支払義務）、第 21 条（割増金）または第 22 条（延滞利息）に定める金銭が支払われた場合であって、利用者が通常支払うべき金額を超える金額を受領したときは、当社の定める時期および方法により、利用者に超過分を返還します。ただし、返還に要する費用は利用者が負担するものとします。

第 3 節 月額課金制と通信量制を組み合わせた商品

第 24 条（規定の適用）

本節の商品においては、本節において定める他、音声サービス（月額課金制）の料金は本章第 2 節の規定を適用し、データ通信サービス（通信量制）の料金は本章第 1 節の規定を適用します。

第 4 節 BT0 型の商品

第 25 条（規定の適用）

BT0 型の商品においては、当初の商品およびプラン変更後の商品の内容に応じて、本章の第 1 節から第 3 節の規定のうち、該当する商品の規定を適用します。

第四章 利用方法

第1節 利用方法の通則

第26条（利用者情報の取得）

1. 当社は、利用者から、以下の各号に掲げる情報（以下、総称して「利用者情報」といいます）を取得するものとします。
 - (1) 利用者が商品またはサービスの利用契約（第6条（利用の開始）に定める商品については、当社が指定した商品の利用契約に限る）を申込むにあたり、第6条（利用の開始）または第9条（申込み）に基づいて当社に提供する情報：契約者情報（氏名または名称、住所または所在地、生年月日、電話番号、メールアドレス、本人確認情報等、クレジットカード等の情報等）および契約者以外に利用者が存在する場合の当該利用者に関する情報（18歳未満である場合はその旨）
 - (2) 利用者が商品もしくは利用している商品のチャージプランを購入するにあたり、当社に提供する情報：ユーザー登録情報（氏名または名称、住所または所在地、生年月日、電話番号、メールアドレス、クレジットカード等の情報等）
 - (3) 前二号に掲げるものの他、当社が商品またはサービスの提供に付随して取得する情報：その他情報（請求明細、残存している利用可能時間・利用可能通信量・利用可能期間、利用終了予定、通信使用量等）
 - (4) 利用者に送信される SMS のうち、協定携帯電話事業者が、危険 SMS（実在する事業者等を装い、利用者を、個人情報を盗み出すためのウェブサイト、アプリケーションまたは電話番号に誘導する SMS を指すものとし、以下、同様とします）であると判定した SMS に関する情報（危険 SMS の送信日時、送信元電話番号および内容等）
2. 当社は、初期契約解除、ご契約内容の変更または解約の申込みについて、利用者情報の提供を条件とする場合があります。また、利用者が利用者情報の全部または一部を提供しない場合、当社のサポートサービスを提供できない場合があります。
3. 本節の規定は、本条第1項の利用者情報の取扱いを含む利用方法全般について適用されます。なお、第2節の規定はユーザー登録情報についての特例となります。

第27条（利用者アカウントの発行）

当社は、利用者情報を提供した利用者に対し、利用者アカウントを発行し、当社所定の方法により、ご利用中のサービスに関する情報を提供します。なお、利用者が法人等である場合は、当社が別の取扱いを認めた場合を除き、1つの法人等に対して1つの利用者アカウントを発行します。

第28条（利用者アカウントの管理）

1. 利用者は、利用者アカウントの ID、パスワード、その他利用者アカウントの認証のための情報（以下、「アカウント情報」といいます）を自己の責任において管理するもの

とします。なお、利用者が法人等である場合、当該法人等の管理担当者がアカウント情報を管理するものとします。

2. 利用者は、アカウント情報を他者に使用させ、他者と共有し、または売買、譲渡もしくは貸与等をしてはならないものとします。
3. アカウント情報の管理および使用は利用者の責任とします。アカウント情報の使用上の過誤または他者による無断使用により利用者が被る損害については、当該利用者の故意または過失の有無を問わず、当社は一切責任を負いません。
4. 利用者のアカウント情報をもって本商品が利用されたときには、その利用者自身の利用とみなされるものとします。
5. 利用者のアカウント情報を使用し、利用者と他者により同時に、または他者のみによって使用された場合、本商品の通常の機能が失われることがあります。

第 29 条（利用者情報の変更の届出）

1. 利用者は、当社に提供した利用者情報に変更が生じた場合には、当社所定の方法により、当社に届け出るものとします。
2. 利用者情報に変更があったにもかかわらず、前項の届出がないときは、当社から利用者に対する通知は、当社に届け出られている利用者情報に基づいて行われ、当該通知をもってその通知を行ったものとみなします。また、当該通知は、通常到達すべき時期に到達したものとみなされるものとします。

第 30 条（サポートサービス）

1. 当社は、利用者に対し、本商品の利用期間中、本商品に関するサポートサービスを提供します。
2. 当社が利用者に対しサポートサービスの提供を行う場合、当社 Web サイトにおいて告知し、または利用者に対し通知するものとします。

第 31 条（自己責任の原則）

1. 利用者は、本商品を利用して行った、自己の行為およびその結果について、責任を負います。
2. 利用者が本商品を利用して第三者に損害を与えた場合、利用者は自己の責任と費用をもって解決するものとし、当社に損害を与えないものとします。

第 32 条（禁止事項）

1. 利用者は、本商品を業として第三者の需要に応ずるために提供してはならないものとします。利用者が本項に違反し、本商品を業として第三者の需要に応ずるために提供した場合、当該第三者による本商品の利用は利用者自身による利用とみなします。
2. 利用者は、本商品を使用するにあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 他者（当社を含みます。以下、同様とします）の知的財産権その他の権利を侵害する行為

- (2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為
 - (3) 他者を誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
 - (4) 詐欺、業務妨害等の犯罪行為またはこれを誘発もしくは扇動する行為
 - (5) わいせつ、児童ポルノ・児童虐待にあたる画像もしくは文書等を送信し、または掲載する行為
 - (6) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
 - (7) 他者の Web サイト等、本商品により利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為
 - (8) 他者になりすまして本商品を使用する行為（他の利用者のアカウント情報を不正に使用する行為、偽装するためにメールヘッダ部分に細工を施す行為を含みます）
 - (9) 自己のアカウント情報を他者と共有し、または、他者が共有しうる状態に置く行為
 - (10) コンピュータウイルスその他の有害なコンピュータプログラムを送信し、または他者が受信可能な状態のまま放置する行為
 - (11) 他者の管理する掲示板等（ネットニュース、メーリングリスト、チャット等を含みます）において、その管理者の意向に反する内容または態様で、宣伝その他の書き込みをする行為
 - (12) 受信者の同意を得ることなく、広告宣伝または勧誘のメールを送信する行為
 - (13) 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、またはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為
 - (14) 他者の施設、設備もしくは機器に権限なくアクセスする行為
 - (15) 他者が管理するサーバ等に著しく負荷を及ぼす態様で本商品を使用し、またはそれらの運営を妨げる行為
 - (16) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
 - (17) その他、法令もしくは公序良俗に違反し、または他者の権利を著しく侵害する行為
 - (18) 前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為
 - (19) その他、当社が不適切と判断する行為
3. 利用者は、音声サービスを利用するにあたり、前項の禁止事項に加えて、以下の行為を行ってはならないものとします。
- (1) 故意に多数の不完了呼（通信の相手先に応答前に発信を取りやめることをいいます）を発生させ、または連続的に多数の呼を発生させるなど、通信のふくそうを生じさせるおそれのある行為
 - (2) 第三者または当社に迷惑・不利益を及ぼす行為、音声サービスに支障をきたすおそれのある行為、音声サービスの運営を妨げる行為
 - (3) 音声サービスの利用において、本人の同意を得ることなく不特定多数の第三者に対し、自動電話ダイヤリングシステムを用いまたは合成音声もしくは録音音声等を用いて、商業的宣伝や勧誘などの通信を行う行為または商業的宣伝や勧誘など

を目的とした回線への発信を誘導する行為

- (4) 音声サービスの利用において、自動電話ダイヤリングシステムを用いまたは合成音声もしくは録音音声等を用いて、第三者が嫌悪感を抱くまたはその恐れのある通信をする行為
 - (5) 危険 SMS を送信する行為
 - (6) 一方的な発信または機械的な発信等により一定時間内に長時間または多数の通信等を一定期間継続する行為
 - (7) 他社着信転送サービス（他の電気通信事業者が有する電話番号を介して他の電話番号に着信させることを主な目的とするサービス）を利用する行為
 - (8) 直接的な収益を得る目的で、通信の媒介、転送機能の利用、他社が提供するサービスへの接続、または特定の相手先への大量の通話等を行う行為
 - (9) 音声サービスの一般的な利用と著しく異なる利用態様が認められるなどにより、通話以外の目的で利用されているものと当社が判断する行為
 - (10) 前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為
 - (11) その他、当社が不適切と判断する行為
4. 前二項の規定は、利用者がこれらの禁止事項を行わないよう、当社に情報の監視または削除等の義務を課すものではありません。前二項に定める禁止事項が行われ、当社がこれらの情報の監視または削除等を行わなかったことにより利用者または第三者に損害が発生した場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。
5. 利用者が本条第 1 項から第 3 項までのいずれかの規定に違反したことにより当社に損害が発生した場合、当社は、利用者に対し、その損害の賠償を請求することができるものとします。

第 33 条（他のインターネットサービス）

- 1. 利用者は、本商品を利用して当社以外の者が管理、運営する Web サイト等のインターネット上のサービス（以下、「他のインターネットサービス」といいます）にアクセスする場合は、第 32 条（禁止事項）第 2 項または第 3 項に該当する行為を行わないものとします。また、他のインターネットサービスの管理者から当該サービスの利用に係わる注意事項が表示されているときは、利用者はこれを遵守するものとします。
- 2. 当社は、他のインターネットサービスに関し、一切責任を負いません。
- 3. 利用者は、他のインターネットサービスを利用する場合においても、第 31 条（自己責任の原則）が適用されることを承諾します。
- 4. 当社は、利用者が本商品を利用することにより、インターネットに接続された世界中のいずれのサイトにもアクセスできることを保証するものではありません。

第 34 条（利用者の設備等にかかる維持責任）

利用者が本商品を利用するために必要となる設備については、利用者が自己の費用と責任において維持するものとします。

第 35 条（著作権等）

1. 利用者は、本商品の利用に関して当社が利用者に提供するソフトウェア、マニュアルその他情報（以下、「ソフトウェア等」といいます）（映像、音声、文章等を含む。以下、同様とします）に関する著作権、商標、商号、技術その他に関する一切の権利が、当社または当社に対してソフトウェア等を提供した第三者に帰属するものであることを確認するものとします。
2. 利用者は、ソフトウェア等を自己使用の目的のみに利用することができます。利用者は、ソフトウェア等について自己使用以外の目的による複製を行わないものとし、ソフトウェア等を Web サイトに掲載し、また公衆送信を行うこと等により、第三者による複製を行わせてはならないものとします。
3. 利用者は、本商品の利用を終了した場合には、速やかにソフトウェア等を消去するものとします。
4. 本条の規定に違反して紛争が発生した場合、利用者は、自己の費用と責任において当該紛争を解決するとともに、いかなる場合においても当社に損害を与えないものとします。

第 36 条（利用者情報の取扱い）

1. 当社は、利用者情報について、善良な管理者としての注意をもって管理します。
2. 当社は、利用者情報を以下の目的にのみ利用し、法令に基づいて官公庁から開示を求められた場合を除き、第三者に開示しないものとします。
 - (1) 携帯電話不正利用防止法その他法令に定められた不正利用防止の目的
 - (2) 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年法律第 79 号）その他法令に定められた青少年に対するフィルタリングサービス等提供の目的
 - (3) 月額課金商品の利用料金を回収する目的
 - (4) 利用者に対するサポートサービスを円滑に提供する目的
 - (5) 利用者に対し、本商品の追加または変更のご案内、または緊急連絡の目的で、電子メールまたは郵便等で通知をする目的
 - (6) 商品開発等の目的で本商品に関する利用動向を調査し、特定個人の識別が不可能な形式に加工したうえで、その分析結果を自ら利用し、または第三者に提供する目的
 - (7) 利用者に対し、危険 SMS の受信を拒否する設定（以下、「危険 SMS 拒否設定」といいます）を提供する目的
 - (8) 前各号のほか、利用者から事前の同意を得た目的
3. 前項の定めにかかわらず、当社は、以下の各号に該当する場合には、利用者情報を警察機関その他の行政機関に提供することがあります。
 - (1) 前項第 1 号から第 3 号または第 7 号の目的のために当社が必要であると判断した場合
 - (2) 第 9 条（申込み）第 3 項なお書に該当する場合

- (3) 第 32 条（禁止事項）第 2 項または第 3 項に違反する行為が認められた場合
4. 本条第 2 項の定めにかかわらず、当社は、利用者が利用しているカード会社に対し、当該カード会社が行う不正利用検知・防止のために必要な情報を提供することがあります。
 5. 本条第 2 項の定めにかかわらず、当社は、同項第 3 号の目的のために、利用者の不払い料金にかかる当社の債権を第三者に譲渡し、当該第三者に対して当該利用者の利用者情報を提供することがあります。
 6. 本条第 2 項の定めにかかわらず、当社は、緊急通報受理機関（警察庁、消防庁、海上保安庁）から緊急通報の発信者に関する情報（当該緊急通報にかかる携帯音声通信役務の契約者または利用者の氏名、住所その他の情報）の照会を受けた場合には、当該機関に対し、当該情報を提供することがあります。
 7. 当社は、利用者情報について、利用期間中はもとより、利用契約が終了した日から 3 年間（第 37 条（他の電気通信事業者等への情報の通知および提供）第 1 項に定める、料金その他の債務の支払いのない場合は 5 年間）保管するものとします。
 8. 当社は、契約者確認（携帯電話不正利用防止法第 9 条で定める契約者確認をいいます。以下、本条において同様とします）を求められたとき、または、これに準ずる事由が発生したことにより当社が契約者確認を行う必要があると認めたときは、当該利用者に対し、契約者確認を行うことがあります。この場合、利用者は、当社の定める期日までに契約者確認に応じるものとします。

第 37 条（他の電気通信事業者等への情報の通知および提供）

1. 利用者は、第 11 条（初期契約解除）、第 12 条（利用者による解約）または第 42 条（当社による利用契約の解除）の規定に基づき契約を終了した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合、または第 36 条（利用者情報の取扱い）第 8 項に定める契約者確認に応じない場合には、当社が、当社以外の電気通信事業者からの請求に基づき、氏名または名称、住所または所在地、電話番号、生年月日および支払状況等の情報（利用者を特定するために必要なものおよび支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限りません）を当該事業者へ通知することにあらかじめ同意するものとします。
2. 利用者（音声サービスの利用者に限ります）は、当社が、国際電気通信事業者等からの請求に基づき、氏名または名称、住所または所在地、電話番号および生年月日等の情報を当該事業者へ通知することにあらかじめ同意するものとします。
3. 利用者は、危険 SMS 拒否設定により検知した危険 SMS に関する情報（以下、「危険 SMS 情報」といいます）について、協定携帯電話事業者が匿名かつ統計的なデータに加工したうえで、以下の目的で利用することにあらかじめ同意するものとします。
 - (1) 危険 SMS 拒否設定の判定精度の向上
 - (2) 危険 SMS の送信者および中継事業者には正を求めるため
 - (3) 危険 SMS が誘導するウェブサイト、アプリケーションまたは電話番号等に利用者がアクセスすることを防止するため

- (4) 危険 SMS 情報を協定携帯電話事業者および協定携帯電話事業者が提携する他の事業者または機関との間で相互に提供し、危険 SMS に関する対策を講じるため
4. 前三項の規定によるほか、利用者は、当社が、番号ポータビリティにかかる協定携帯電話事業者からの請求に基づき、氏名または名称、住所または所在地、電話番号および生年月日等の情報（番号ポータビリティにかかる手続きのために必要なものに限ります）を当該事業者へ通知することにあらかじめ同意するものとします。

第2節 ユーザー登録情報の特例

第38条（ユーザー登録の変更）

利用者が、第15条（利用権の譲渡（名義変更））に基づいて本商品を貸与または譲渡する場合、利用者は、事前に、自己の責任でユーザー登録情報を変更するものとします。

第五章 利用の中断、一時中断、利用の停止および解除

第39条（利用の中断）

1. 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本商品の利用を中断することがあります。
 - (1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第48条（通信利用の制限）または第50条（通信時間等の制限）により通信利用を制限するとき。
 - (3) 協定事業者の規定により通信利用を制限するとき。
2. 当社は、前項の規定により本商品の利用を中断するときは、第5条（当社からの告知）によりあらかじめその旨を利用者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 本条に基づく利用の中断があっても、時間/通信量/期間制商品の利用期間の利用期間に変更はありません（利用の中断の間、利用期間の進行が停止するものではありません）。
4. 本条に基づく利用の中断があっても、月額課金商品の利用料金（月額基本料等および音声オプションサービス料）は発生します。
5. 当社は、本条に基づく利用の中断について、本商品の料金の全部または一部の返金または損害賠償は行いません。

第40条（利用者からの請求による利用の一時中断）

1. 当社は、利用者から当社所定の方法により請求があったときは、本商品の利用の一時中断（その電話番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下、同様とします）を行います。
2. 前項に基づき利用の一時中断を受けた利用者が利用の一時中断の解除を請求する場合は、当社所定の方法により行うものとします。

3. 利用の一時中断および利用の一時中断の解除の手続きは、請求を受け付けてから一定時間経過後に完了します。利用の一時中断の請求後、手続き完了までに生じた利用料金（時間制の商品および通信量制の商品においては消費された利用可能時間もしくは利用可能通信量、月額課金商品においては発生した通話料等）は、利用者による利用であるか否かにかかわらず、利用者の負担とします。
4. 当社は、前項の規定により利用の一時中断または利用の一時中断の解除の手続きが完了したときは、第5条（当社からの告知）第2項によりその旨を利用者に通知します。
5. 利用の一時中断があっても、時間/通信量/期間制商品の利用期間に変更はありません（利用の一時中断の間、利用期間の進行が停止するものではありません）。
6. 利用の一時中断があっても、月額課金商品の利用料金（月額基本料等および音声オプションサービス料）は発生します。

第41条（利用の停止）

1. 当社は、商品の仕様として定める場合の他、利用者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、本商品および利用者が契約している他の商品の利用を停止することがあります。
 - (1) 第9条（申込み）第5項第1号、第2号、第4号、第6号または第7号に該当することが判明したとき。
 - (2) 商品の料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（当社が定める方法による支払いのないとき、および、支払期日経過後に支払われ当社がその支払の事実を確認できないときを含みます）。
 - (3) 資産または信用の状況が悪化し、商品にかかる債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき。
 - (4) 第6条（利用の開始）第5項および第9条（申込み）第7項に規定する商品において、当社所定の利用継続手続きが行われないうとき。
 - (5) 第9条（申込み）第2項に規定する商品において、第20条（料金の支払方法等）第3項に定める与信枠の設定ができないとき。
 - (6) 第29条（利用者情報の変更の届出）の規定に違反したとき、または、当該規定により届出られた内容が事実と反することが判明したとき。
 - (7) 第36条（利用者情報の取扱い）第8項に定める契約者確認に応じないとき。
 - (8) 第44条（自営端末機器）の規定に違反し、SIM商品を技術基準に適合しない自営端末機器で利用したとき。
 - (9) 上記のほか、本利用規定、本人確認サービス利用規約または当社が利用者に適用する他の利用規定で禁止する行為またはそのおそれのある行為が行われたとき。
 - (10) 商品が他の利用者に重大な支障を与える態様で使用されたとき。
 - (11) 商品が違法な態様で使用されたとき。
 - (12) 商品を長期間（1年以上）利用しなかったとき。
 - (13) 当社の業務または電気通信設備に支障を及ぼし、または支障を及ぼすおそれのある行為が行われたとき。

2. 当社は、前項の規定により本商品の利用を停止するときは、原則として利用者に対する特段の通知は行いません。ただし、ユーザー登録により利用者に対する通知方法が当社に判明する場合は、通知することがあります。
3. 本条に基づく利用の停止があっても、時間/通信量/期間制商品の利用期間に変更はありません（利用の停止の間、利用期間の進行が停止するものではありません）。
4. 本条に基づく利用の停止があっても、月額課金商品の利用料金（月額基本料等および音声オプションサービス料）は発生します。
5. 当社は、本条に基づく利用の停止について、本商品の料金の全部または一部の返金または損害賠償は行いません。

第 42 条（当社による利用契約の解除）

1. 当社は、第 41 条（利用の停止）第 1 項の規定により本商品の利用を停止された利用者が、当社所定の期間内にその事実を解消しない場合には、その利用契約を解除することがあります。
2. 当社は、利用者が第 41 条（利用の停止）第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合において、当該利用者の本人確認情報等が虚偽または偽造であることが判明した場合など、当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすものと認めるときは、前項の規定にかかわらず、利用停止をしないで、または利用停止後その事実を解消するための期間を設けずに、その利用契約を解除することがあります。
3. 当社は、利用者が届け出たクレジットカード等の有効期間の満了または利用限度額の超過等によりカード会社（クレジットカード等の決済代行業者を含みます）から利用料金の決済を受けられないことが判明した場合、当社所定の基準により利用契約を解除することがあります。
4. その他、当社が指定する商品において、一定の期間内に利用された通信量の合計が当社所定の基準を下回る場合は、当社はその利用契約を解除するものとします。
5. 第 41 条（利用の停止）第 2 項および第 5 項の規定は、本条により当社が利用契約を解除する場合に準用します。

第六章 端末機器および SIM カード等

第 43 条（端末機器の利用にかかる利用者の義務）

1. 利用者は、端末機器を電気通信事業法および電波法関係法令が定める技術基準（以下、「技術基準」といいます）に適合するよう維持するものとします。
2. 利用者は、端末機器について次の事項を遵守するものとします。
 - (1) 端末機器を取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊しまたはその設備に線条その他の導体等を接続しないこと。ただし、天災事変その他の事態に際して端末機器を保護する必要があるときはこの限りではありません。
 - (2) 故意に接続回線に保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行

為を行わないこと。

- (3) 端末機器に登録されている契約者識別番号等を読み出し、または変更もしくは消去しないこと。

第 44 条（自営端末機器）

1. 利用者は、SIM 商品の利用にあたっては、技術基準に適合し、データ通信サービスまたは音声サービスに対応した自営端末機器を自ら用意するものとします。
2. 利用者は、SIM 商品を利用している自営端末機器が技術基準に適合しない場合、当該自営端末機器での本商品の利用を中止するものとします。

第 45 条（SIM カード等）

1. 本商品に含まれる SIM カードまたは eSIM（以下、総称して「SIM カード等」といいます）は、本商品をご利用いただくために当社が利用者に提供するものです。
2. 利用者は、SIM カード等を善良な管理者の注意をもって管理するものとします。
3. 利用者は、SIM カード等を改造または改変してはならないものとします。
4. 利用者は、SIM カード等に登録されている契約者識別番号等を読み出し、または変更もしくは消去してはならないものとします。
5. 本商品を SIM カードで利用する利用者は、本商品の利用終了後、速やかに SIM カードを当社に返還するものとします。

第 46 条（当社端末機器の修理および SIM カード等の再発行）

1. 契約者は、当社端末機器の故障・破損等により当社端末機器を利用することができなくなったときは、原則として当社のヘルプデスクを経由して、当社に対しかかる当社端末機器の修理（検証および交換を含むものとし、以下、本条において同様とします）を請求することができます。
2. 契約者は、SIM カードの故障・破損等により SIM カードを利用することができなくなったときは、原則として当社のヘルプデスクを経由して、当社に対し SIM カードの再発行を請求することができます。
3. 前二項に定める修理または再発行の方法および費用等については、当社が別途定める故障修理規定によるものとします。
4. 契約者は、端末機器の変更等により SIM カード等の変更または再発行を希望するときは、当社所定の方法により、当社に対し SIM カード等の変更または再発行（有償）を請求することができます。

第七章 通信の制限

第 47 条（通信区域）

1. 本商品による通信（データ通信サービスおよび音声サービスを総称するものとし、以

下、「通信」といいます)の区域は、協定携帯電話事業者の通信区域のとおりとします。本商品による通信は、接続されている端末機器が通信区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、当該通信区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくい場所では、通信を行うことができない場合があります。

2. 前項の場合、利用者は当社に対し、当社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、本商品による通信を利用できないことによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

第 48 条 (通信利用の制限)

1. 当社は、技術上、保守上、その他当社の事業上やむをえない事由が生じた場合、または、協定携帯電話事業者の提供する電気通信サービスの契約約款の規定もしくは協定携帯電話事業者と当社との間で締結される契約の規定に基づいて協定携帯電話事業者による通信利用の制限が生じた場合、本商品による通信を一時的に制限することがあります。
2. 前項の場合、利用者は当社に対し、当社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、通信が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

第 49 条 (危険 SMS 拒否設定による SMS の受信に関する制限)

1. 当社は、本商品のうち当社が指定する協定携帯電話事業者の通信網によって SMS を利用することができるサービスの利用契約において、あらかじめ危険 SMS 拒否設定を適用して提供します。
2. 利用者（前項のサービスの利用者を指し、以下、本条において同様とします）は、当社所定の手続きにより、危険 SMS 拒否設定の適用を解除すること、および、解除後に再度適用させることができます。
3. 前二項にかかわらず、SMS の受信について利用者が別の設定をしている場合は、危険 SMS 拒否設定が適用されない場合があります。
4. 利用者は、本商品の利用にあたり、次の各号に定める事項を承諾するものとします。
 - (1) 危険 SMS 拒否設定が、全ての危険 SMS の受信を拒否することを保証するものではないこと。
 - (2) 危険 SMS 拒否設定により受信を拒否された SMS を復元することができないこと。
5. 利用者は当社に対し、当社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、危険 SMS 拒否設定により SMS の受信が拒否されたこと、または、危険 SMS 拒否設定が適用されているにもかかわらず危険 SMS を受信したことによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

第 50 条 (通信時間等の制限)

1. 第 48 条（通信利用の制限）および第 49 条（危険 SMS 拒否設定による SMS の受信に関する制限）の規定による場合のほか、当社は、通信が著しくふくそうするときは、通

信時間または特定の地域の通信の利用を制限することがあります。

2. 前項の場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、電気通信事業法施行規則の規定に基づき総務大臣が告示により指定した機関が使用している移動無線装置（当社または協定携帯電話事業者がそれらの機関との協議により定めたものに限りま
- す）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます）をとることがあります。
3. 当社は、一の通信について、その通信時間が一定時間を超えると、またはその通信容量が一定容量を超えると、その通信を切断することがあります。
4. 当社は、利用者間の利用の公平を確保し、本商品による通信を円滑に提供するため、動画再生やファイル交換(P2P)アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われるデータ通信について速度や通信量を制限することがあります。
5. 前四項の場合、利用者は当社に対し、通信時間等が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。
6. 当社は、本条に規定する通信時間等の制限を実施するため、通信にかかる情報の収集、分析および蓄積を行うことがあります。

第 51 条（通信時間の測定）

通信時間の測定方法は、次のとおりとします。

- (1) 通信時間は、双方の契約回線等を接続して通信できる状態にした時刻（その通信が手動接続通信であって通信の相手を指定したものであるときは、その指定した相手と通信することができる状態にした時刻とします。）から起算し、発信者または着信者による通信終了の信号を受けその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器（協定事業者の機器を含みます）により測定します。
- (2) ただし、契約回線の故障等、通信の発信者または着信者の責めに帰すことのできない事由により通信を一時的に制限されたとき（第 48 条（通信利用の制限）により通信を一時的に制限された場合は、その制限を通知したときとします）は、協定事業者が別途定める規定による時間を通信時間とします。

第八章 音声サービス

第 1 節 音声サービスの通則

第 52 条（音声サービスの種類）

1. 音声サービスには、次の種類があります。

- (1) 音声通話サービス
 - (2) SMS（ショートメッセージサービス）
2. 本節の規定は、前項の音声サービスについて適用されます。なお、第 2 節の規定は音声通話サービスについての特例となります。

第 53 条（音声サービスの提供）

1. 当社の音声サービスは、当社所定の申込み手続きを完了し利用契約が成立した方に対して提供します。
2. 音声サービスのご利用にあたっては、本章をよくお読みのうえ、ご理解いただいたうえでお申込みください。音声サービスの申込手続きの完了をもって本章が適用されます。

第 54 条（音声サービスの申込み）

音声サービスの申込みについては、第 9 条（申込み）の規定によるものとします。

第 55 条（音声サービスの電話番号）

1. 当社は、音声サービスを利用するための電話番号を、1 回線ごとに 1 つ定めます。
2. 音声サービスの申込者は、第 9 条（申込み）第 8 項の規定により番号ポータビリティの適用を希望する場合を除き、前項の電話番号を自ら指定することはできません。
3. 音声サービスの利用者は、本条第 1 項の電話番号の変更を請求することはできません。

第 56 条（音声オプションサービス）

1. 音声サービスの利用者は、音声オプションサービスを利用することができます。ただし、当社は商品の仕様として別の取扱いを定めることがあります。
2. 音声オプションサービスは、当社所定の方法により申込みを行うものとします。当社は、申込みが行われた当日から起算して当社所定の期間内に音声オプションサービスの利用登録を完了します。
3. 音声オプションサービスを解約する場合も前項と同様とします。
4. 音声オプションサービスは、音声サービスを利用できる商品の利用終了によって終了します。
5. 音声オプションサービスの内容、料金およびその他詳細は、当社 Web サイトにおいて定めるものとします。

第九章 保 守

第 57 条（当社の維持責任）

当社は、当社の電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

第 58 条（修理または復旧）

1. 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、または滅失した場合はすみやかに修理し、または復旧するものとします。ただし、24 時間以内の修理または復旧を保証するものではありません。
2. 当社は、当社の電気通信設備の設置、修理、復旧等にあたって、その電気通信設備に記録されているメッセージ等の内容等が変化または消失したことにより利用者に損害を与えた場合、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

第 59 条（保証の限界）

1. 当社は、本商品によるデータ通信サービスの利用に関し、当社の電気通信設備を除き、相互接続点等を介し接続している、電気通信設備にかかる通信の品質を保証することはできません。
2. 当社は、インターネットおよびコンピュータに関する技術水準、通信回線等のインフラストラクチャーに関する技術水準およびネットワーク自体の高度な複雑さにより、現在の一般的技術水準をもっては本商品に瑕疵のないことを保証することはできません。

第十章 損害の賠償

第 60 条（当社の責めに帰すべき事由による損害）

1. 当社は、データ通信サービスまたは音声サービス（以下、「当社通信サービス」といいます）を提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由により当社通信サービスが全く利用できない状態（その商品にかかる全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下、同様とします）となり、そのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が継続したときに限り、その利用不能による損害を賠償します。
2. 前項の場合における賠償は、その利用者の商品の種類に応じて以下各号に定める方法により行います。ただし、当社は状況に応じて、これとは別の方法により賠償を行う場合があります。
 - (1) 時間/通信量/期間制商品
当社が適当と認める利用期間を付与する方法
 - (2) 月額課金制の商品
月額基本料等および音声オプションサービス料から、当社が適当と認める金額を減じる方法
 - (3) 月額課金制と通信量制を組み合わせた商品
音声サービス（月額課金制）の賠償として、月額基本料等および音声オプションサービス料から当社が適当と認める金額を減じる方法、または、データ通信サー

ビス（通信量制）の賠償として、当社が適当と認める利用期間を付与する方法

(4) BT0 型の商品

当初の商品およびプラン変更後の商品の内容に応じて、前三号に定めるいずれかの方法

3. 前項各号の場合において、付与する利用期間は、当社通信サービスが全く利用できない状態が継続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。以下、同様とします）を 24 時間ごとに数え上げて得た日数（以下、「利用不能日数」といいます）に限るものとし、減じる金額は、利用不能日数に相当する金額に限るものとします。
4. 前項にかかわらず、利用者が、当社通信サービスの利用不能により通常生ずべき損害を賠償するためには当該利用不能日数を超える利用期間を付与すべきであること、または、当該利用不能日数に相当する金額を超える金額を減じるべきであることを証明した場合は、この限りではありません。
5. 前四項の規定は、当社に故意または重大な過失がある場合は適用されないものとします。

第 61 条（協定事業者の責めに帰すべき事由による損害）

1. 当社は、当社通信サービスを提供すべき場合において、協定事業者が当社に提供する接続サービスの障害等、協定事業者の責めに帰すべき事由により当社通信サービスを提供できなかった場合であって協定事業者から当社に対し損害が賠償された場合限り、当該賠償額を、当社通信サービスを利用できなかった利用者全員に対する損害賠償の総額とし、付与すべき利用期間または減じるべき金額に換算したうえで、その利用不能による損害を賠償します。
2. 前項の場合における賠償の方法は、第 60 条（当社の責めに帰すべき事由による損害）第 2 項の規定が準用されるものとします。

第 62 条（不可抗力免責）

天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により、利用者が当社通信サービスを利用できなかったときは、当社は、一切その責任を負わないものとします。

第 63 条（本商品の利用または利用不能から派生した損害）

1. 当社は、利用者が本商品を利用することにより得た情報等（コンピュータプログラムを含みます）について、その品質、完全性、正確性、特定目的への適合性、有用性、ウイルスの不存在その他何らの保証も行いません。当該情報等のうち当社以外の第三者による提供にかかるものに起因して生じた損害について、当社は何らの責任も負わないものとします。
2. 当社は、本商品を利用した場合に生じた、情報等の破損、滅失もしくは第三者に対する漏洩による損害について、当社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
3. 当社は、本商品の不具合その他の瑕疵、利用者による本商品の利用もしくは利用不能、

または利用者に対するサポートサービスの提供もしくは提供不能の結果として生ずべき利用者の逸失利益、機密情報の損失、事業の中断、人身傷害、プライバシーの侵害、その他利用者が被るべき一切の金銭的および非金銭的損害、損失ならびに費用に関し、当社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

第 64 条（損害賠償額の上限）

当社が利用者に対して損害賠償責任を負う場合の全てについて、その損害賠償の範囲は、当該利用者に現実には発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、その総額は当社が当該損害の発生までに当該利用者から受領した料金の額を上限とします。ただし、当社に故意もしくは重大な過失がある場合、または第 61 条（協定事業者の責めに帰すべき事由による損害）に規定する場合はこの限りではありません。

第十一章 サポート

第 65 条（サポート）

1. 当社は、利用者に対し、本商品の利用期間中、本商品の利用に関する技術サポートを提供します。
2. 当社は、前項に定めるものを除き、利用者に対し、保守、デバッグ、アップデートまたはアップグレード等のいずれを問わず、いかなる技術的役務も提供する義務を負いません。
3. 当社は、利用者に提供している本商品のアップデート等のサービスを中止する権利を留保します。
4. 当社は、本商品の利用に関する一般的な技術情報を除く、いかなる技術情報も提供する義務を負いません。

第 66 条（情報の収集）

1. 当社は、本商品に関し、利用者に技術サポート等を提供するために必要な情報を収集、利用することがあります。利用者から必要な情報が提供されない場合、十分な技術サポート等を提供できないことがあります。
2. 当社は、前項により当社が利用者から収集した情報について、技術サポートのほか、当社サービスの提供に伴う利用者の本人確認、アフターサービス、新商品およびキャンペーン情報等のご案内ならびに商品開発およびサービス向上等のための調査に利用することがあります。ただし、利用者を特定できる形で公開することはありません。

第十二章 雑 則

第 67 条（協定携帯電話事業者との契約）

利用者は、本商品を利用するにあたり利用者と協定携帯電話事業者との間で接続契約が締結され、本商品の利用の終了により接続契約が解約される場合があることを了承します。その場合、当社が当該接続契約の申込および解約を協定携帯電話事業者に取り次ぐものとします。なお、利用者において特段の手続きは不要です。

第 68 条（商品の販売終了）

1. 当社は、本商品の全部または一部の販売を予告なく終了することがあります。
2. 当社は、前項の規定により本商品の販売を終了したときは、当社 Web サイトにおいて利用者に告知します。
3. 本条第 1 項の規定により当社が本商品の販売を終了した場合であっても、当該時点で本商品の利用を開始している利用者は、引き続き本商品を利用することができます。ただし、第 70 条（商品の廃止）の規定により当社が本商品を廃止した場合または第 71 条（当社による他の商品への利用契約の移行）の規定により当社が契約移行を行った場合は、この限りではありません。
4. 本条第 1 項の規定により当社が本商品の販売を終了した場合であっても、当該時点で利用を開始していない本商品を所有している利用者は、第 6 条（利用の開始）第 4 項に定める利用開始期限または第 9 条（申込み）第 2 項に定める申込期限が到来していない場合に限り、第 6 条（利用の開始）第 1 項に定める利用開始手続きまたは第 9 条（申込み）第 1 項に定める申込み（以下、これらを「利用開始手続き等」といいます）により、本商品の利用を開始することができます。ただし、第 69 条（利用開始手続き等の受付終了）の規定により当社が本商品の利用開始手続き等の受付を終了した場合または第 70 条（商品の廃止）の規定により当社が本商品を廃止した場合は、この限りではありません。

第 69 条（利用開始手続き等の受付終了）

1. 当社は、第 68 条（商品の販売終了）の規定により販売を終了した商品について、利用開始手続き等の受付を終了することがあります。
2. 当社は、前項の規定により本商品の利用開始手続き等の受付を終了するときは、本商品の利用開始手続き等の受付を終了する日までに相当な期間において、第 5 条（当社からの告知）の方法により利用者に告知します。
3. 本条第 1 項の規定により当社が本商品の利用開始手続き等の受付を終了した場合であっても、本商品の利用者は継続して本商品を利用することができます。ただし、第 70 条（商品の廃止）の規定により当社が本商品を廃止した場合または第 71 条（当社による他の商品への利用契約の移行）の規定により当社が契約移行を行った場合は、この限りではありません。

第 70 条（商品の廃止）

1. 当社は、本商品の全部または一部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項の規定により本商品を廃止するときは、本商品を廃止する日までに相当な期間において、第 5 条（当社からの告知）の方法により利用者に告知します。

第 71 条（当社による他の商品への利用契約の移行）

1. 当社は、第 70 条（商品の廃止）の規定により月額課金商品を廃止するにあたり、当該商品の利用契約を他の月額課金商品の利用契約に移行する場合があります（以下、「契約移行」といいます）。
2. 当社は、契約移行を行う場合、当該契約移行の日までに相当な期間において、第 5 条（当社からの告知）の方法により利用者に告知します。
3. 当社が前二項の規定により契約移行を行う場合、当該契約移行の日をもって、当該契約移行後の月額課金商品にかかる利用契約が成立するものとします。
4. 本条第 1 項に定める契約移行後の商品が、当社が別途定める「日本通信 SIM 利用規定」に定める商品である場合、当該契約移行後の商品の利用にあたっては、「日本通信 SIM 利用規定」が適用されるものとします。

第 72 条（非常時事業者間ローミング）

1. 本商品（音声通話サービスまたは SMS を利用できる商品に限るものとし、以下、本条において同様とします）の利用者は、協定携帯電話事業者が非常時事業者間ローミング（大規模災害や通信障害が発生し、ある携帯電話事業者のネットワークが利用できなくなった場合に、他の携帯電話事業者のネットワークを一時的に利用して、音声通話等の通信を可能にする仕組みを指すものとし、以下、同様とします）を提供する場合、当該商品において、非常時事業者間ローミングを利用することができます。
2. 本商品の利用者が利用できる非常時事業者間ローミングには、以下の方式があります。
 - (1) フルローミング方式：
緊急通報を含む音声通信およびショートメッセージの送受信が利用できるもの
（データ通信はご利用いただけません）
 - (2) 緊急通報のみ方式：
音声通信による緊急通報のみが利用できるもの
3. 非常時事業者間ローミングは、協定携帯電話事業者が定める期間および方式に限り利用することができるものとします。
4. 前二項のほか、本商品の利用者が利用できる非常時事業者間ローミングの提供条件は、協定携帯電話事業者が定めるところによります。
5. 非常時事業者間ローミングによる緊急通報の発信に先立ち「184」または「186」がダイヤルされた場合、緊急通報がなされない場合があります。
6. 非常時事業者間ローミングによる緊急通報の発信に先立ち「184」がダイヤルされた場合その他契約者識別番号を着信者に通知しない設定が行われたうえで緊急通報が行われた場合であっても、緊急通報に使用した SIM カード等に記録された契約者識別番号

または当該 SIM カード等の IMSI 番号が緊急通報受理機関に通知される場合があります。

7. 非常時事業者間ローミングによる緊急通報が行われた場合、緊急通報に使用した SIM カード等に記録された契約者識別番号に代えて、当該 SIM カード等の IMSI 番号が緊急通報受理機関に通知される場合があります。
8. 非常時事業者間ローミングによる緊急通報が行われた場合、正常時と同様の認証が困難であること等により、緊急通報の発信者ではない契約者または利用者に関する情報（氏名、住所その他の情報）が緊急通報受理機関に提供される場合があります。

第 73 条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、次の各号に定める事項を表明し保証するものとします。
 - (1) 自己およびその役員・従業員・顧問等、代理もしくは媒介する者、または経営・事業に実質的な影響力を有する株主（以下、これらを総称して「役員等」といいます）が、暴力団、暴力団関係企業・団体またはこれらに所属する者、暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下、これらを総称して「反社会的勢力等」といいます）ではなく、将来においても同様であること。
 - (2) 自己およびその役員等が、反社会的勢力等と関係（人的関係、資本的关系、取引関係を含むがこれらに限られない）を有しておらず、将来においても同様であること。ただし、法令上の義務の履行に基づく取引関係についてはこの限りではない。
2. 利用者は、自己または第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを保証するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 利用者は、当社が前二項の事項の確認のために調査を実施する場合は、合理的な範囲で協力し、当社が要請した資料等を提出するものとします。
4. 当社は、利用者が本条に違反した場合、何らの通知、催告を要せず、直ちに本商品の利用契約の全部または一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。この場合、利用者は、その解除による損害について、損害賠償請求その他名目の如何を問わず、当社に対し何らの請求もすることができないものとします。

第 74 条（分離性）

本利用規定の一部分が無効で強制力を持たないと判明した場合でも、本利用規定の残りの部分の有効性はその影響を受けず引き続き有効で、その条件に従って強制力を持ち続けるものとします。

第 75 条（準拠法）

本利用規定は、日本国法を準拠法とします。

第 76 条（協議）

当社および利用者は、本商品または本利用規定に関して疑義が生じた場合には、両者が誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

第 77 条（管轄裁判所）

当社および利用者は、本商品または本利用規定に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意します。

契約者が法人等である場合の特則

本商品の契約者が法人等である場合は、本利用規定に以下の特則を適用するものとします。

特則第1条（適用除外）

本利用規定のうち、以下の条項は適用されないものとします。

- (1) 第6条（利用の開始）第2項
- (2) 第9条（申込み）第4項
- (3) 第11条（初期契約解除）
- (4) 第18条（料金の支払義務）第6項
- (4) 第19条（初期契約解除に伴い利用者が支払う料金）
- (5) 第20条（料金の支払方法等）
- (6) 第22条（延滞利息）第2項
- (7) 第36条（利用者情報の取扱い）第2項第2号および第4項
- (8) 第42条（当社による利用契約の解除）第3項

特則第2条（条項の内容変更）

1. 第9条（申込み）第1項は、以下のとおり変更して適用するものとします。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 本商品のうち、月額課金制の商品（以下、「月額課金商品」といいます）の利用を希望する方（以下、本節において「申込者」といいます）は、本利用規定に同意したうえで、my FinTech 株式会社が提供する「本人確認サービス」を利用して、所定の方法により申込みを行うものとします。「本人確認サービス」のご利用にあたっては、別途、my FinTech 株式会社が定める「本人確認サービス利用規約」

(https://www.mykycservice.com/terms)（以下、「本人確認サービス利用規約」といいます）への同意が必要です。 |
|---|

2. 第10条（利用者による利用契約の変更）第3項中の「日本通信 SIM 利用規定」は「日本通信 SIM 法人約款」に変更して適用するものとします。
3. 本利用規定のうち、以下の条項における「暦月または料金月（各商品の仕様により異なり、以下、同様とします）」または「暦月または料金月」は「暦月」に変更して適用するものとします。
 - (1) 第10条（利用者による利用契約の変更）第2項
 - (2) 第12条（利用者による解約）第3項・第4項
 - (3) 第18条（料金の支払義務）第2項・第7項
4. 本利用規定のうち、以下の条項における「クレジットカードまたはデビットカード（以下、総称して「クレジットカード等」といいます）の情報」または「クレジットカード等の情報」は「銀行口座情報」に変更して適用するものとします。
 - (1) 第9条（申込み）第3項

- (2) 第 26 条（利用者情報の取得）第 1 項第 1 号・第 2 号
5. 第 18 条（料金の支払義務）第 5 項は、以下のとおり変更して適用するものとします。
5. 月額課金商品の月額基本料等および音声オプションサービス料は暦月で課金し、利用開始月および利用終了月のいずれも日割計算は行いません。ただし、商品の仕様として別の取扱いを定める場合はこの限りではありません。
6. 第 26 条（利用者情報の取得）第 1 項第 1 号中の「および契約者以外に利用者が存在する場合の当該利用者に関する情報（18 歳未満である場合はその旨）」の部分は削除して適用するものとします。
7. 第 32 条（禁止事項）第 1 項は、以下のとおり変更して適用するものとします。
1. 利用者は、本商品を自己の業務のためにのみ利用するものとし、本商品を自己の顧客その他の第三者の需要に応ずるために提供してはならないものとします。利用者が本項に違反し、本商品を自己の顧客その他の第三者の需要に応ずるために提供した場合、当該第三者による本商品の利用は利用者自身による利用とみなします。

特則第 3 条（料金の支払方法等）

1. 本商品の利用料金は、当社が別途定める場合を除き、以下のいずれかの方法により支払うものとし、利用者は、本商品の申込時に、希望する支払方法を申し出るものとします。ただし、利用者が本項第 2 号の支払方法を希望した場合であっても、本商品の申込後初回の支払は、本項第 1 号の支払方法によるものとします。
- (1) 当社が指定する銀行口座への振込み（振込手数料は利用者の負担とします）
- (2) 利用者が指定する銀行口座からの口座振替（利用者は、当社が別途定める口座振替手数料を当社に支払うものとします）
2. 利用者が本商品の申込時に前項第 2 号の支払方法を希望したにもかかわらず、当社が別途定める支払日までに当該方法により本商品の利用料金を支払うことができなかった場合は、前項第 1 号の方法により、速やかに本商品の利用料金を支払うものとします。

特則第 4 条（地位の承継）

1. 第 15 条（利用権の譲渡（名義変更））第 2 項にかかわらず、月額課金商品または月額課金制と通信量制を組み合わせた商品の利用者に合併または分割があったときは、合併後存続する法人等、合併もしくは分割により設立された法人等または分割により営業を承継する法人等は、当該利用者の地位を承継します。
2. 前項により利用者の地位を承継した法人等は、その旨を当社に届け出るものとします。この場合、利用者の地位を承継した法人等は、当該地位の承継を証する書面および当社所定の本人確認情報等を提供するものとします。

付則（実施時期）

本利用規定（Ver. 14.56）は、令和８年９月２５日から実施します。